人権研修・学習会の「半強制的」な参加「割り当て」について

辰己　保 議員

Q 酒席交流会等の参加者「割り当て」に疑問をもつ

A 行政は参加を促すもので、強制的なものではない

コミュニティづくり推進事業補助金について

問 同和地区として特別扱いした行政事務により、補助金の目的が曖昧になっている。補助金の使途と拠出根拠を求める。

答（町長）
コミュニティづくり事業は、要綱に基づき地域が主体となり、多くの人々に地域に入っていただき、地域の人々との交流を深めることにより同和問題に対して正しい理解をしていただく活動に取り組まれている。

地域総合センターについて

問 同和地区との区別した行政事務が障壁になっている。これをなくせば、地域総合センターは「統廃合」の対象となるのではないか。

答（町長）
コミュニティセンターとして、福祉の向上や人権啓発・学習の拠点として運営を行い、各種講座、事業等の開催への利用者が増加し、交流も深まっている。「部落差別解消推進法」の趣旨からも各地域総合センターの役割は今後も重要である。

山川原地域総合センター（工事中）

酒席交流会事業や研修・学習会への参加者の「割り当て」について

問 町民の中には、半ば公として行われる酒席交流会や人権研修・学習会への参加者の「割り当て」に疑問をもっている。個人の意思が尊重された取り組みを望む。

答（町長）
各地域総合センター運営委員会が実施する交流事業は、同和問題の早期解決を目指して、各種事業を自主的に実施され、任意参加されている。町人権教育推進協議会等が主催する研修会は、住民の皆様に研修会の機会を提供することが行政の責務であり、多くの方々の参加を願っている。

人権学習会や講演会での職員の参加について

問 人権学習会や講演会では、職員への半ば「強制的」な参加を促している。「割り当て」「強制的」では「人権尊重のまちづくり」の理念からも反するのではないか。

答（町長）
「部落差別解消推進法」では、現在もなお部落差別が存在するとして、部落差別の存在を国として公式に認知している。「愛荘町人権尊重のまちづくり」の理念に基づく推進計画の具現化に向けた取り組みの中で、業務遂行するうえからも、職員は研修に参加している。

教職員の勤務時間外の研修について

問 本町での人権学習会等の集会および研修会に教職員や幼稚園教諭が参加している。教職員は「強化勤務縮減」として、勤務時間外の研修を「割り振り変更の対象業務」との認定をされている。町の人権学習会への研修にこの制度を認定されているのか。

答（教育長）
町では、年2回の「人権問題研修講座」、「人権教育啓発演劇」、「明るい家庭、地域づくり推進大会」、「人権を考える町民のつどい」など、多くの人権研修が行われており、教職員がこれらの研修に参加し、人権意識や人権感覚を高めることは非常に大切。一方「働き方改革」を推進することも、同じく大切なこと。教職員による勤務時間外の「町の人権学習会」への研修に対しては、「割り振り変更の対象業務」の制度を認定し、人権研修の参加と「働き方改革」の両立に努めている。

平成の大合併の検証について

村田　定 議員

Q 合併の評価と合併特例債による主要な事業について

A 行政改革と人件費の削減や財政健全化に努める

平成の合併の効果について

問 合併の本来の効果が現れるまでには、10年程度の期間が必要であると考えられる。合併による主な効果について今どのように評価されているか。

答（総務政策監）
合併以降、事務事業の精査や指定管理者制度の導入、福祉施設の民間への貸付などの行政改革に加え、人件費の削減や、公債費の抑制などの財政健全化に努めてきた。
施設の統廃合については、2町合併という要因や、住民サービスに直結しているものが多いことから、これまで大幅な見直しは出来ていない。
今後大量に更新時期を迎えるため、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定して進めていく。

問 適正な職員の配置や、専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化について、どのように改正、推進されてこられたか。

答（総務政策監）
合併時177名の職員数を平成31年4月現在164名の職員体制の基礎自治体として、住民の安心・安全の確保や喫緊の課題に対応してきたところである。引き続き、事務事業に見合った人事配置に努めるとともに、複雑かつ増大する行政需要に対応できる職員の公務遂行能力の向上など人材育成に努め対応する。

問 合併特例債措置がなくなった時に生じるシミュレーションは出来ているか。

答（総務政策監）
今後は、大型建設事業である、愛知中学校等大規模増築事業や道路新設改良事業に合併特例債を活用することで、特例債の活用は不可能となる。完了後は施設の老朽化対策事業が中心になり、国の財政状況も厳しく、全額補助事業となるわけではなく単独事業とされた事業費については、やむを得ず交付税措置のない地方債を活用して、事業実施する予定。

町の入札制度の見直しについて

問 町内業者育成の立場から町内に事業者登録がない業種を除き、町内業者で実施するよう発注方式の見直しを求む。

答（経営戦略課長）
町内事業者の育成については、入札制度の見直しを進めるうえで、大事な要素であると認識をしている。年度当初に、事業者向けに入札契約概要を公表し、公正透明な入札制度を確保しながら発注方式の見直しも毎年行っている。
町内事業者育成の観点から、町内事業者のみの入札実施については、公正透明な入札制度を確保しながら、今後検討していきたいと考えている。

町有地の有効利用について

問 旧豊満住宅の跡地に町営の大型駐車場と公衆トイレの設置が出来ないか。昨年から今年にかけ、観光客は急増している。観光協会を中心として、観光機関の協力のもと「手しごとの技に触れるまち」として女性の方を中心に大ブレイクしている。しかし町の観光客を受け入れる態勢が全く出来ていない。町の明確な考えは。

答（経営戦略課長）
豊満団地跡地については、豊満神社との協議のうえ、神社前の道路の整備を進めており、道路法線が豊満団地跡地に一部掛かるため、工事完了後に処分を計画している。

問 旧警察跡地の活用について。
町の中心地に劣化した建物が有り、町のイメージが大変悪く早急な対応を求む。駐車場も進入禁止として閉鎖されている。来町者や商業地などの来客者に、駐車場として開放し、住民サービスの向上として取り組む事を強く求める。

答（経営戦略課長）
現在、建物のライフラインは全て切っており、倉庫として活用している。駐車場は緊急時に備える意味でも、長期的使用や、貸し出し・開放は考えていない。